

強みを活かし弱みを

補い合うまちづくりへ

甲賀市には1999の区・自治会があります。そこでは住民相互が助け合い、それぞれ自主的な運営がされています。長い時間をかけ、地域の皆さんが協力し合い、独自の文化を培うなかで、地域の魅力を醸し出してきました。

一方で、少子高齢化や核家族化も進み、昔のように子や孫と一緒に暮らす風景も減少しつつあることも事実です。そして、近い将来を想像した時に、これまで培われてきた地域の太い絆が細くなってしまふのではないかと、不安が横切ります。暮らしを守る防犯や防災、景観をはじめとする多様な機能を持った農林業、高齢者の生きがいづくりなど、区の抱える多種多様な課題が深刻な状況になってから考えていたのでは対処できないこともあります。それぞれの地域が元気なうちに、しっかりと準備することが大切であると考えています。

教育や福祉、生活インフラの整備など、きめ細かな施策を講じていながら、1999の区・自治会が持続していけるよう、地域コミュニティの創造という形で新しいまちづくりの取り組みを皆さんとともに進めたいと考えています。

柱は「自治振興会」と「地域コミュニティセンター」

市では、この取り組みの大きな柱として「自治振興会」と「地域コミュニティセンター」を設置することを提案しています。自治振興会は、現在の区をそのままに、昔からの顔なじみや区同士の交流の深い小学校区を単位とするもので、市内に概ね23の新しいコミュニティ組織を設けようとするものです。

市内には、人口が減少し高齢化が進みながらも、昔と変わらない強い絆を持つ区もあれば若い世代の人口が増え活気があふれながらも、かえってご近所とのつながりが希薄になりがちな

区もあります。それぞれの区が持つ強みを活かし弱みを補い合うことで、これまで一つの区だけで抱え、解決が難しかった課題も、小学校区という広い範囲でなら助け合い、解決できることも考えられます。

少子高齢化がさらに加速していくことで、従来の区はそのまま活かし、小学校区という範囲でこうした新たなまちづくりを始めたい、これが提案の真意です。

「地域コミュニティセンター」は、この自治振興会の交流拠点施設として設置するとともに、市職員を配置して自治振興会の活動を積極的に支援します。また、証明書発行等、皆さんの身近なところでできる限り安価に行政サービスを提供していきたいと考えています。

来年度を目標にみんなで始めましょう

具体的な内容についてはこれから市民皆様と共に創り上げていくこととしています。議会や区長会だけでなく、学区などを対象とした地域説明

会においてできるだけ多くの皆さんのご意見やご提言をいただきます。そのうえで、平成23年度を目標にこのふたつの取り組みを始めさせていただきます。と

本紙でも、このコーナーで、最新の情報やさまざまな質問に対する市の考え方をお知らせしていきます。

問い合わせ

地域コミュニティ推進室

☎ 65-0687

☎ 63-4554

野生動植物を後世に

自然環境に恵まれた甲賀市では、多くの野生動植物が生息・生育しています。一方、近年の都市化の進展で、かつていたる所で見られた動植物の中にも、数が減ったり、絶滅の危機にさらされたりしている種があります。

このほど、希少な野生動植物の保護を目的とした県の「生息・生育地保護区」に、絶滅が心配される植物・ユキワリイチゲが群生する「瀧樹神社」(土山町前野)が指定されました。

瀧樹神社では、この希少植物を後世に残そうと、地域の皆さんが保護活動に取り組んでおられます。

ユキワリイチゲ群生地「瀧樹神社」が保護区に指定される希少種守る地域の輪

ユキワリイチゲは、毎年3月の短期間だけ紫色の花を咲かせるキンポウゲ科の植物で、個体数が少ないことから甲賀市レッドデータブックでも絶滅危惧種に指定されています。

地元の3地区(土山町前野、同徳原、甲賀町岩室)では、住民の皆さんが、太陽光が当たるよう年間を通して草刈りなどの世話をされています。地元の方は、今回の指定を受けて、「先人たちの保護活動のたまもの。指定区域内に入らない、保護種の採取は絶対しないというマナーを守って、みんなでユキワリイチゲを保存していただきたい」と呼びかけておられます。

県内唯一の群生地とあって、毎年、開花時期にはカメラを持った愛好家が訪れます。自然を愛する人を増やし、結果的に自然保護につなげていくことが期待されています。

生息・生育地保護区とは

県の「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、保護区内では、新たな開発が規制されます。

県内に5か所の保護区があり、市内ではこれまでに、サギスゲが群生する「油日湿原」(甲賀町油日)が指定されています。

介護予防のための生活機能評価
実施方法変更のお知らせ

▶生活機能とは…

日々の生活を維持していくための心身の能力のことを言います。生活機能評価は、生活機能が低下していないかをチェックして、生活機能の低下を早期に発見し、予防することが目的です。

▶基本チェックリストの送付対象を変更

平成21年度までは、生活機能評価の基本チェックリストを要介護・要支援認定者を除く65歳以上の方すべてに郵送していました。

平成22年度からは要介護・要支援認定者を除く70歳から79歳までの方へ生活機能評価の基本チェックリストを郵送します。

要介護・要支援認定者を除く、65歳から69歳の方、80歳以上の方で生活機能評価を希望される方は、保健介護課まで電話でお申し込みください。その他、各地域包括支援センターが行う講座等でも基本チェックを実施する予定です。

【生活機能評価の対象者】

昭和20年3月31日以前に生まれた65歳以上の方で、要介護・要支援認定を受けていない方

問い合わせ 保健介護課 介護保険係

☎ 65-0699・0697 ☎ 63-4085

健康づくりの担い手
新任推進員に委嘱状

健康推進連絡協議会定期総会へ

健康推進連絡協議会定期総会が4月14日、忍の里プラザで開催され、市内の健康推進員が一堂に会しました。

総会に先立ち、今年度から健康推進員として活躍される88名の皆さんに委嘱状が交付されました。

総会には中嶋市長も出席し、「緑豊かな田や山の恵みを生かしながら、皆さんの手で健康の理想郷を築いていくべき」とあいさつしました。健康推進員は市内で483名おられ、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、地域における健康づくりの担い手として活躍されています。

◀市内の健康推進員が出席した定期総会

平成22年5月15日

平成22年5月15日

2010.5.15

おいづか

6

▶新たな健康推進員に
市長から委嘱状を交付

7